

## 第12回内閣保全監視委員会 議事要旨

- 1 開催日時  
令和6年5月8日（水）17時00分から17時14分までの間
- 2 開催場所  
総理大臣官邸4階大会議室
- 3 出席者  
委員長 高市国務大臣（特定秘密の保護に関する制度担当）  
副委員長 村井内閣官房副長官  
森屋内閣官房副長官  
栗生内閣官房副長官  
石原内閣総理大臣補佐官  
委員 国家安全保障局次長（代理出席）  
内閣官房副官補（事態対処・危機管理担当）  
内閣情報官  
警察庁次長（代理出席）  
公安調査庁長官  
外務事務次官  
経済産業事務次官  
海上保安庁長官  
防衛事務次官
- 4 配付資料  
(1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告の概要（案）」  
(2) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告（案）」
- 5 議事概要  
(1) 冒頭、高市大臣から、以下のとおり挨拶を行った。
  - ご出席の皆様並びに部下職員の方々が、日夜、安全保障の業務に真摯に取り組んでいることに、改めて敬意を表する。また、特定秘密保護法の施行以来、情報業務及び秘密保全業務を推進され、実績を積み上げられてきたことに対して深く感謝の意を申し上げる。
  - 他方で最近、そうした努力と実績を台無しにしかねない重大な事態が生じている。先月26日に防衛省が、特定秘密の漏洩事案を2件公表した。私から改めて制度担当の大臣としての認識を伝えるとともに再発防止対策を指示する。
  - 本件は、安全保障への関心が、国民の皆様の間でかつてない高まりを見せ

ている中で明らかになったものである。また、海上自衛隊OBに対する漏洩事案の記憶がまだ新しいことに加え、政府から重要情報の提供を受けた民間企業に所要の保護措置を求める新しい法律の案が国会審議中であることを考え合わせると、本件は、我が国の安全保障を支える情報保全体制への信頼を損なう深刻な問題であると捉えるべきである。防衛省以外の省庁も当事者意識を強く持ち、関係省庁が一丸となり国民の皆様や諸外国からの信頼回復に努めなければならない。

- 本件の第一のポイントは、部内における情報共有であっても知らせてはならない職員に秘密を知らせることは、極めて重大な違反行為であるとの理解が、現場において十分ではなかったように感じられることである。
  - 第二のポイントは、エラー防止のための基本動作が履行されていないことであり、行き違いが生じやすい人事異動の時期、そこで注意が不足しているということである。また、多重チェックの要であるはずの定期点検が十分に機能していないなど管理体制のあり方が問われている。
  - 各省庁におかれては、第一に、情報保全に必要な管理体制が確立されているか、適切な方法により再点検すること、第二に、要すれば是正措置を講じること、第三に、今回の事案の教訓事項を盛り込んだ保全教育を必要な職員に対し漏れなく実施することを強くお願いする。
  - また、事案を認知した際の迅速な対処もお願いする。事実関係の見極めを慎重に行うことも必要であるが、早期に問題点を共有し、是正すべき点があれば直ちに是正することも組織全体、政府全体の情報保全の観点からは重要なことである。
  - 国会への早期報告も求められており、適切なタイミングで私や内閣情報調査室に相談をお願いする。指示は以上である。
  - これらの対策が着実に実行され、再発防止と信頼回復が図られることを切に願う。
- (2) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告（国会報告）の概要（案）等について以下のとおり説明を行った。
- 国会報告書案本体は各省庁と協議済みであり、資料（1）の国会報告の概要案に沿って説明する。
  - 「1 対象期間中の状況」は、令和5年中、「（1）特定秘密の指定」については、9機関で53件である。「（5）適性評価」については、25機関で約2万5千件である。
  - 「2 対象期間末時点における状況」は、令和5年末時点における状況である。「（1）特定秘密の指定」については、総指定件数は13機関で751件である。次に「（3）特定秘密が記録された行政文書の保有状況」については、14機関で約68万件を保有している。「（4）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者」について、特定秘密の取扱業務を行う事ができる者は26機関で約13万5千人である。このうち適合事業者の従業者は5機関で約4千8百人である。
  - このほか、「3 漏えい事案への対応の状況」、「4 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応」「5 内閣府独立公文書管理監からの意見」についての記述がある。

- 「6 有識者からの意見」は、来週開催される情報保全諮問会議後に追記することで調整している。
- なお、国会報告案については、閣議決定、国会への報告及び対外公表は、例年通り6月中旬を目指して準備を進めている。

以上の説明に対し、出席者から質問、意見はなく、国会報告案を内閣総理大臣に報告することが了承された。

(3) 次に、内閣情報調査室から、内閣府独立公文書管理監からの指摘事項について以下のとおり説明を行った。

- 令和6年3月に内閣府独立公文書管理監から2件の是正の求めがあり、関係行政機関において必要な措置が講じられるとともに内閣官房から必要な通知を発出した。
- また、是正の求め以外の意見として、データの不適切な取扱いや文書の誤廃棄等を受けて、実効的な研修を通じ特定秘密取扱者の責務を再認識させるなどにより、法の一層の適正な運用が求められている。
- 指摘事項については、内容を改めて確認するとともに独立公文書管理監の特別な位置付けにかんがみ、各省庁において着実な対応をお願いする。

(4) 次に、内閣情報調査室から、漏えい事案と再発防止対策について以下のとおり説明を行った。

- 防衛省が2件の漏えい事案を公表したところ、高市大臣の指示に従って再発防止対策を徹底するとともに、防衛省にあつては、再発防止検討委員会における検討の状況を今後適宜共有するようお願いする。
- 事案の概要と政府全体としての対策は、同日付で内閣官房から通知を発出していることから、確認の上、確実な対応をお願いする。

(5) 続いて、防衛省から、漏えい事案と再発防止対策について以下のとおり説明を行った。

- 国民の安全保障への関心が高まり、防衛省・自衛隊の責任がますます重くなっているなか、特定秘密が記録された行政文書の保有件数約26万件、全体の約38%を保有する最大の行政機関である防衛省において、特定秘密の漏えい事案が2件も生じたことは極めて深刻に受け止めている。
- 防衛省においては、速やかに実施可能な再発防止策を講ずるとともに、防衛大臣指示を受け、副大臣を長とする再発防止検討委員会において、保全教育を含めた全省的な更なる再発防止策の策定に取り組んでいる。
- 再発防止策については、内閣情報調査室と連携し、関係省庁と共有する。

(6) 最後に、内閣情報調査室から、本日の議事要旨は閣議決定後に公表されることなどを説明した。

(以上)